

(議長)

日程第17号、決定第1号、常任委員、議会運営委員、議会広報特別委員の選任についてを議題と致します。

常任委員、議会運営委員、議会広報特別委員の選任については、委員会条例第5号の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

お手元に配付しております名簿の通り指名したいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従いまして、それぞれの常任委員、議会運営委員、議会広報特別委員はお手元に配付お手元に配付しておりますので名簿の通り選任することに決定致しました。

ここで副議長と交代するため、暫時休憩致します。

休憩 14:28

再開 14:29

(副議長)

休憩閉じて会議を再開致します。

次に、お諮りする件につきまして、萩原議長は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席となります。

ただいま社会文教常任委員に選ばれました萩原議長から常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

議長は、その職務上どの委員会にも出席出来る権限を有している他、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮する時、一つの委員会に委員として所属することは適当でなく、また行政実例でも議長については辞任を認めているところもありますので、社会文教常任委員を辞任したいとするものであります。辞任について許可することにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(副議長)

異議なしと認めます。

従いまして、萩原議長の社会文教常任委員の辞任については、許可することに決定しました。暫時休憩致します。

休憩 14 : 30